

## 「国連生物多様性の10年日本委員会」設置要綱

## (名称)

第1条 本会は、「国連生物多様性の10年日本委員会」（略称「10年委員会」、以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、愛知目標を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進し、各セクター相互の情報交換及び連携を進めることを目的とする。

## (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 愛知目標の達成のために有効な方針の検討
- (2) 愛知目標の達成に向けた各セクターの活動に関する意見や情報の交換
- (3) 本委員会の目的に合致する連携事業の認定
- (4) その他、生物多様性に関する社会の認識の向上に資する事業等の実施に係る方針の検討等

## (委員会)

第4条 委員会は、委員会での審議のほか、幹事会及び運営部会から受けた報告に基づく審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。

2. 委員会は、次の各号に該当する委員により構成する。

7. 学識経験者・有識者・文化人のうち、生物多様性の保全や持続可能な利用に関して造詣のある者
1. 次の a. から d. に該当する機関・団体に所属する者
  - a. 経済界
  - b. メディア
  - c. 生物多様性の保全に関する専門的な知見を有する団体または生物多様性の普及啓発に関する活動を行っている団体
  - d. 地方自治体
- ウ. 国の関係行政機関に所属する者
1. 委員会の活動に対し特別な貢献のある者

3. 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

4. 委員会には委員長及び委員長代理を置く。

5. 委員長は、委員会委員の互選により定め、委員長代理は委員長が指名する。

6. 委員長は、委員会の事務を総理し、その会議の議長を務める。

7. 委員長に事故がある時は委員長代理がその職務を代理する。

8. 委員長及び委員長代理の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (幹事会)

第5条 委員会には、委員会の下部組織として幹事会を設置する。

2. 幹事会は、委員会で審議を行う個別の検討事項等に関して事務的に検討することを目的とする。

3. 幹事会は、委員（第4条第3項 7.号に係る委員を除く）及び国の関係行政機関が、その所属する機関または団体に属する者の中から指名した幹事及び委員長代理で組織する。

4. 幹事会には幹事長及び幹事長代理を置く。

5. 幹事長は委員長代理が兼ね、幹事長代理は幹事長が指名する。
6. 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
7. 幹事長に事故がある時は幹事長代理がその職務を代理する。
8. 幹事長及び幹事長代理の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
9. 幹事会は、幹事及び幹事長により構成し、過半数の出席をもって成立する。

(運営部会)

第6条 幹事会には、幹事会の審議及び運営に関する事項その他幹事長が必要と認めた事項について検討を行うため、運営部会を設ける。

2. 運営部会は、幹事の中から幹事長が指名する者により組織する。なお、幹事長が必要と認めた場合は、幹事以外の有識者等若干名を運営部会に参加させることができる。
3. 運営部会の運営については運営部会において定め、幹事会に報告する。

(会議)

第7条 委員会及び幹事会の会議は、委員総数または幹事総数の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員会及び幹事会の会議において承認を要する議事については、出席委員または出席幹事の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 委員長または幹事長は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を有する具体的候補者を選定のうえ、委員会または幹事会の会議に呼ぶよう事務局に指示することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、環境省自然環境局生物多様性施策推進室内に置く。委員会、幹事会及び運営部会に関する庶務は、事務局が行う。

(経費)

第9条 委員会の運営及び実施事業に関する経費は、環境省の支出及び一般からの寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、平成23年9月より平成33年3月までとする。

(情報公開)

第11条 委員会の会議は原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法については委員会で定める。

2. 幹事会及び運営部会の会議は原則非公開とするが、議事要旨は事務局がとりまとめ、必要に応じて公表する。

(設置要綱の改正等)

第12条 本要綱の改正は、委員会委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

2. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。
3. 前項により委員長が定めた事項については、おって委員会に報告する。

付則

(施行期日) この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J) 平成25年度スケジュール

H26.7.10時点

	主な事業等	国際会議等の動き	広報等	委員会事務
4月	3/1～6/15 グリーンウェイブ2013 △4/29 新宿御苑みどりフェスタ	4/15～5/14 みどりの月間		
5月	□△5/3～5 上野の森 親子フェスタ ◎5/22 国際生物多様性の日シンポジウム(国連大学) ◎5/23 委員会(第3回)開催	5/4 みどりの日 5/10～16 愛鳥週間 5/22 国際生物多様性の日 5/29～6/1 世界農業遺産国際会議		5/20 運営部会(第6回) 5/23 委員会(第3回)
6月	△6/1～2 エコライフ・フェア □6/15 東京写真月間2013「写真の日」記念写真展	6/1～30 環境月間 6/5 環境の日 6/8 ワールドオーシャンズデイ		
7月	◎7/15 生物多様性地域セミナー@熊本 △7/20～9/1 未来の恐竜展(仮)(フジテレビKIDS) □7/27 「イルカ with Friends」コンサート(IUCN-J)	7/21～8/20 自然に親しむ運動	Iki・Tomo Vol.6 発行	7/25 運営部会(第7回)
8月	△8/7～8 子ども霞が関見学デー ◎8/10 生物多様性地域セミナー@富山 ◎8/30 生物多様性出前講座@横浜	8/8～8/11 世界自然・野生生物映像祭(富山)		8/26 幹事会(第5回)
9月	□9/1 地球と恋する暮らし2013～環境フォーラム～		Iki・Tomoパートナーズ旗揚げ 連携事業の認定(第3弾)	
10月	○GTFグリーンチャレンジデー2013 □10/29 第3回生物多様性日本アワード授賞式(イオン環境財団)	10/1～31 全国・自然歩道を歩こう月間 10/14～18 SBSTTA17(カナダ) 10/26～27 全国豊かな海づくり大会@熊本		
11月	11/9 自治体ネットワーク定期総会等 ◎11/10 生物多様性全国ミーティング@豊岡 △アジア国立公園会議	11/1～7 バードウォッチングウィーク 11/13～17 アジア国立公園会議(仙台) 大阪自然史フェスティバル	Iki・Tomo Vol.7 発行	
12月		12/12～14 エコプロダクツ2013		
1月	◎1/25 生物多様性地域セミナー@愛媛			
2月	□2/15～2/17 にじゅうまるプロジェクト年次大会@大阪 □2/28 グリーンウェイブ2014キックオフ・フォーラム@東京	2/2 世界湿地の日		2/3 運営部会(第8回) 2/25 幹事会(第6回)
3月	3/1～6/15 グリーンウェイブ2014 ◎3/2「地球温暖化×生物多様性ステージin KITTE 天気から生きものへのメッセージ」トークショー@KITTE	3/21 国際森林デー	連携事業の認定(第4弾) 推薦図書等の選定(映像・音楽等) Iki・Tomo Vol.8 発行	

◎主催 ○共催 □後援 △出展

国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J) 平成26年度スケジュール(案)

H26.7.10時点

	主な事業等	国際会議等の動き	広報等	委員会事務
4月	3/1～6/15 グリーンウェイブ2014 □3/15～6/1 第72回ズーオリエンテーリング □3/29～5/22 豊島区立中央図書館特集展示「生物多様性の本箱」 □4/1～3/31 生物多様性プロジェクトin練馬区立南田中図書館 □4/26・29 国際シンポジウム「環境先進国ドイツのNPOから学ぶ、生物多様性戦略と広報力」 △4/29 新宿御苑みどりフェスタ	4/15～5/14 みどりの月間		
5月	□△5/3～5 上野の森 親子フェスタ □5/14 アサヒビール環境文化講座 自然の恵みを明日へ 5/22 国際生物多様性の日シンポジウム(国連大学)	5/4 みどりの日 5/10～16 愛鳥週間 5/22 国際生物多様性の日		
6月	△6/7～8 エコライフ・フェア □6/21 東京写真月間2014「写真の日」記念写真展	6/1～30 環境月間 6/5 環境の日 6/8 ワールドオーシャンズデー 6/16～20 WGR15(モントリオール) 6/23～28 SBSTTA18(モントリオール)		6/26 運営部会(第9回)
7月	◎7/10 委員会(第4回)開催 □7/18～20 第5回コウノトリ未来・国際かいぎ	7/21～8/20 自然に親しむ運動		7/10 委員会(第4回)
8月	△8/6～7 子ども霞が関見学デー ◎生物多様性出前講座		Iki・Tomo Vol.8 発行	運営部会(第10回)
9月	□地球と恋する暮らし2014～環境フォーラム～ ◎9/20 生物多様性地域セミナー in 大分		連携事業の認定(第5弾)	
10月	○△10/4～5 GTFグリーンチャレンジデー in 新宿御苑 10/24 自治体ネットワーク定期総会 ◎10/24 生物多様性全国ミーティング in 愛知	10/1～31 全国・自然歩道を歩こう月間 10/6～17 COP12(韓国 ピョンチャン)		
11月	◎11/16 生物多様性地域セミナー in 北海道	11/1～7 バードウォッチングウィーク ESDユネスコ世界会議(11/4～8 岡山、10～12 名古屋) 11/12～19 世界国立公園会議(シドニー)	Iki・Tomo Vol.9 発行	
12月	◎12/5 生物多様性地域セミナー in 大崎 △12/11～13 エコプロダクツ2014			
1月	◎生物多様性出前講座			
2月	□グリーンウェイブ2014キックオフ・フォーラム	2/2 世界湿地の日		運営部会(第11回) 幹事会(第7回)
3月	3/1～6/15 グリーンウェイブ2015 ◎生物多様性出前講座	3/21 国際森林デー	連携事業の認定(第6弾) Iki・Tomo Vol.10 発行	

◎主催 ○共催 □後援 △出展

## 国連生物多様性の 10 年日本委員会ロゴマーク使用規程

## 1 趣旨

この規程は、国連生物多様性の 10 年日本委員会（以下「委員会」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

## 2 管理事務

ロゴマークの権利は委員会が保有し、管理事務は委員会事務局が行う。

## 3 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、別紙に定める事項に抵触してはならない。

## 4 使用手続等

(1) 次の場合には、ロゴマークの使用に関する手続きを要しない。

- ア. 日本国政府、委員会が使用する場合。
- イ. 委員会活動の広報又は報道を目的に使用する場合。
- ウ. 委員会の広報組織等のメンバーが使用する場合。
- エ. 委員会により認定された連携事業に使用する場合。
- オ. 委員会により選定された推薦図書等に使用する場合。
- カ. 委員会が後援、推薦する行事等に使用する場合。
- キ. 委員会への寄付・協賛者が使用する場合。

(2) 4 (1) 以外の場合で、ロゴマークを使用する者は、以下のとおりとする。

ア. ロゴマークを無償で配布、その他何らかの対価を伴わないで使用する場合

使用の 10 日前（行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用届出書（別紙書式 1）を提出しなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

届け出た内容を変更する場合には、変更の 10 日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用変更届出書（別紙書式 2）を提出しなければならない。

イ. ロゴマークを有償で配布、その他何らかの対価を伴って使用する場合

使用の 15 日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用承認申請書（別紙書式 3）を提出し、承認を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

承認された内容を変更する場合には、変更の15日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用変更承認申請書（別紙書式4）を提出し、承認を受けなければならない。

#### 5 ロゴマークを使用する者の責務等

ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、委員会はロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

#### 6 ロゴマークの使用改善の要求

ロゴマークを使用する者が、別紙に定める事項に抵触している場合には、委員会は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、委員会はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

#### 7 ロゴマークの使用承認の取消し

ロゴマークを使用する者が、6に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合には、委員会は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、委員会はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

#### 8 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は委員会が別に定める。

#### 附則

本規程は、平成24年5月23日より施行する。

本規定は、平成25年4月1日より施行する。

ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 別添「国連生物多様性の 10 年日本委員会のコンセプト及び仕様等」に反する使用の場合。
- (2) 国連生物多様性の 10 年日本委員会の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 使用者が実体の無い団体の場合。
- (10) その他、本規程の定めに適合しない場合。

## ロゴマーク使用届出書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用したいので、国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり届け出ます。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用目的

3. 使用方法

※具体的な使用方法が判る図版等を添付し提出すること。

4. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 連絡先（使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者）

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL（本件著作物をウェブサイトに掲載する場合）

## ロゴマーク使用変更届出書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

平成 年 月 日付で届出た内容を変更したいので、国連生物多様性の10年日本委員会  
ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり変更を届け出ます。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用変更内容 (使用用途変更 / デザイン変更) ※いずれかに○を付けること

以前承認された内容との変更箇所を明示した資料を添付すること。

使用用途変更:

デザイン変更:

3. 使用期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

## ロゴマーク使用承認申請書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用したいので、国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり使用の承認を申請します。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用目的

3. 使用方法

具体的な使用方法が判る図版等を添付し提出すること。

4. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 連絡先（使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者）

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL（本件著作物をウェブサイトに掲載する場合）

### 事務局記載欄

殿

第

号

上記の申請のとおり国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用することは、差し支えありません。ただし、国連生物多様性の10年日本委員会は、使用に係わる損害に対しての一切の責任を負わないものとします。なお、申請内容に変更がある場合は、速やかに使用変更の承認を申請すること。不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

国連生物多様性の10年日本委員会委員長

申請番号 第

号

## ロゴマーク使用変更承認申請書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

平成 年 月 日付けで承認された内容を変更したいので、国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり使用変更の承認を申請します。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用変更内容 (使用用途変更 / デザイン変更) ※いずれかに○を付けること。

以前承認された内容との変更箇所を明示した資料を添付すること。

使用用途変更：

デザイン変更：

3. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

### 事務局記載欄

殿 第 号

上記の申請のとおり国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用することは、差し支えありません。ただし、国連生物多様性の10年日本委員会委員長は、使用に係わる損害に対しての一切の責任を負わないものとします。なお、申請内容に変更がある場合は、速やかに使用変更の承認を申請すること。不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

国連生物多様性の10年日本委員会委員長

申請番号 第 号



**国連生物多様性の10年日本委員会  
ロゴマーク仕様等**

## 1 ロゴマークのコンセプト

2010年10月、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2011年以降の新たな世界目標である『愛知目標』が採択されました。この目標の達成に貢献するため、COP10議長国である日本の提案を受け、2011年から2020年までの10年間で、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組む『国連生物多様性の10年』とされました。

これを受け、我が国では、国内各層による取組を促進するため、経済界、NGO/ユース、学术界、自治体、メディアなど様々なセクターが参画する『国連生物多様性の10年日本委員会』が設立され、日本社会における生物多様性の主流化に向けた活動が開始されています。

この国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークは、COP10ロゴマークのコンセプト(日本の知恵と文化を象徴する“折り紙のいきもの”を円形に、その中央に人間を配置し、人類と多様な生きものとの共生を表現)を継承し、『日本のいきもの』の折り紙を楕円形に、その中央に人類と国連生物多様性の10年の期間を配置することで、日本を起点に人といきものつながりを維持、回復させ、自然と共生する世界の実現を目指す想いを表現しています。



## 2 ロゴマークの仕様について

### (1) ロゴマークの表示色について

ロゴマークの表示色には、カラー、モノクロ、単色の 3 つの種類があります。カラーとモノクロについては、それぞれ指定の色彩を使用してください。また、色の濃い背景に表示する場合には、周囲にゆったりとした白マドを設けてください。なお、白マドは別途指定のある保護エリアのサイズと同じか、それより大きくしてください。単色に限り、ネガティブ表示及び素材色を活かした表示が可能です。

#### カラーバージョン



トキ	プロセス/K40 特 色/PANTONE Cool Gray 6C	ニホンカモシカ	プロセス/M70 特 色/PANTONE 673C
フクロウ	プロセス/M60+Y100 特 色/PANTONE 716C	クマ	プロセス/M60+Y100+K20 特 色/PANTONE 7412C
ワシ	プロセス/M50+K60 特 色/PANTONE 5135C	イルカ	プロセス/C70 特 色/PANTONE 2915C
イノシシ	プロセス/C30+M40+Y100 特 色/PANTONE 457C	蝶	プロセス/C30+M70 特 色/PANTONE 688C
カエル	プロセス/C30+Y100 特 色/PANTONE 390C	魚	プロセス/C50 特 色/PANTONE 2905C
キジ	プロセス/C100+Y100 特 色/PANTONE 348C	樹木	プロセス/C60+Y100 特 色/PANTONE 376C
ニホンザル	プロセス/M25+Y100 特 色/PANTONE 7406C	花	プロセス/M80+Y20 特 色/PANTONE 7423C
カブトムシ	プロセス/K85 特 色/PANTONE Cool Gray 11C	ヒト	プロセス/C10+M100+Y100 特 色/PANTONE 1805C
ウミガメ	プロセス/C100+M60 特 色/PANTONE 300C	数字	プロセス/C60+M10 特 色/PANTONE 292C

#### モノクロバージョン



トキ	K40	キジ	K65	クマ	K80	花	K40
フクロウ	K50	ニホンザル	K45	イルカ	K50	ヒト	K90
ワシ	K85	カブトムシ	K85	蝶	K40	数字	K55
イノシシ	K70	ウミガメ	K85	魚	K30		
カエル	K40	ニホンカモシカ	K70	樹木	K50		

#### 単色バージョン（網点が使用できない場合）



■ K100



□ WHITE

### (2) 最小使用サイズについて

ロゴマークの最小使用サイズは直径 18 mm とします。



### 3 ロゴマーク、名称の組み合わせ形について

#### (1) 組み合わせ形

ロゴマーク、名称の組み合わせ形の日本語版と英語版を作成しています。ロゴマーク使用に際しては、この例に限るわけではありませんが、可能な限り、こちらのタイプに準拠して使用してください。

日本語版

A type



B type



国連生物多様性の10年日本委員会

C type



国連生物多様性の10年  
日本委員会

英語版

A type



B type



Japan Committee for UNDB

C type

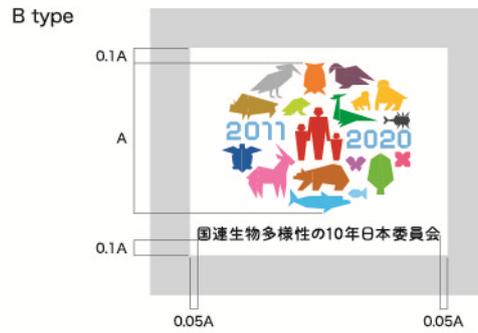
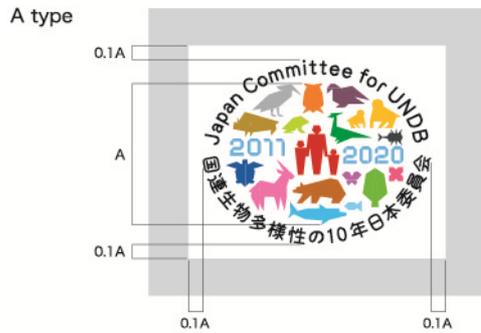


Japan Committee  
for UNDB

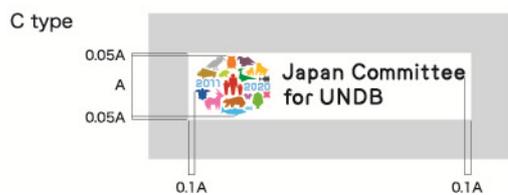
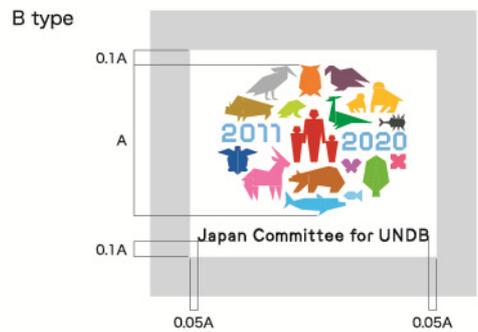
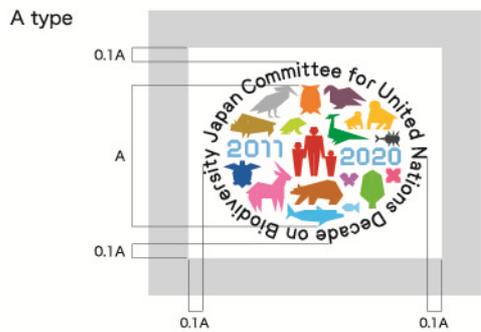
(2) 保護エリア

それぞれの表示例に保護エリアを設定していますが、これらの例以外の方法で使用する場合にも、これらの例を参考に、必要な保護エリアを必ず確保してください。

日本語版



英語版



### (3) ロゴマークの表示例

下記を参考にロゴマークが効果的に表示されるよう心掛けてください。



色の濃い背景に表示する場合は周囲にゆったりとした白マドを設けてください。



ロゴマークの視認性を損なわない程度の淡い背景であれば白マドなしで表示できます。



単色バージョンに限りネガティブで表示できます。



単色バージョンに限り素材色を活かした表示ができます。

#### 4 委員会関連事業での使用について

国連生物多様性の10年日本委員会の広報組織等のメンバー及び寄付・協賛者が使用する場合や、本委員会の認定や後援・推薦を受けた事業等に使用する場合は、ロゴマークの近くに以下のような文章(補足表示文)を表示してください。また、ロゴマークと補足表示文の配置は、次頁以降の使用例を参考にしてください。

##### (1) 委員会の広報組織等のメンバーが使用する場合

- ・私は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の地球いきもの応援団の一員として生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。
- ・私は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の生物多様性リーダーの一員として生物多様性の主流化に取り組んでいます。
- ・〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の生物多様性キャラクター応援団の一員として生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。 ※〇〇はキャラクター名
- ・〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」のIki・Tomo パートナーズの一員として生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組んでいます。 ※〇〇は企業・団体名(個人の場合は私)

##### (2) 委員会により認定された連携事業に使用する場合

- ・この事業は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」が推奨する事業として認定を受けています。

##### (3) 委員会により選定された推薦図書等に使用する場合

- ・この作品は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の推薦を受けています。

##### (4) 委員会が後援、推薦する行事等が使用する場合

- ・この行事(例)は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の後援を受けています。
- ・この作品(例)は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の推薦を受けています。

##### (5) 委員会への寄付・協賛者が使用する場合

- ・〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」サポーターとして様々な活動を支援しています。
- ・〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」サポーターとして△△プロジェクトを支援しています。  
※〇〇は企業・団体名(個人の場合は私) ※△△は寄付協賛募集事業名

## 【広報組織等のメンバー】

### A type



私は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の地球いきもの応援団の一員として生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。



私は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の生物多様性リーダーの一員として生物多様性の主流化に取り組んでいます。



〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の生物多様性キャラクター応援団の一員として生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。



〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」のIki-Tomo パートナースの一員として生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組んでいます。

## 【認定連携事業】

### A type



この事業は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」が推奨する事業として認定を受けています。

### B type



私は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の地球いきもの応援団の一員として生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。



私は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の生物多様性リーダーの一員として生物多様性の主流化に取り組んでいます。



〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の生物多様性キャラクター応援団の一員として生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。



〇〇は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」のIki-Tomo パートナースの一員として生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組んでいます。

### B type



この事業は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」が推奨する事業として認定を受けています。

## 【推薦図書等】

### A type



この作品は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」  
の推薦を受けています。

### B type



この作品は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」  
の推薦を受けています。

## 【後援・推薦等】

### A type



この行事(例)は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」  
の後援を受けています。

### B type



この行事(例)は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」  
の後援を受けています。



この作品(例)は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」  
の推薦を受けています。



この作品(例)は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」  
の推薦を受けています。

## 【寄付・協賛者】

### A type



〇〇は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」サポーターとして  
様々な活動を支援しています。

### B type



〇〇は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」サポーターとして  
様々な活動を支援しています。



〇〇は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」サポーターとして  
△△△△プロジェクトを支援しています。



〇〇は  
「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」サポーターとして  
△△△△プロジェクトを支援しています。

国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）  
連携事業の認定に係る基準等の改正について

## 1. 改正のポイント

- ・各セクターの参加と連携を加速するため、連携事業の認定に係る基準等を、別紙の通り改正する。
- ・具体には、これまでは「①複数のセクターが連携・協働しているもの」を認定の必須条件としていたが、新たに  
「②地域における連携・協働を促進する効果が期待されるもの」  
「③セクターにおける連携・協働を促進する効果が期待されるもの」  
等を追加する。
- ・②は、地域における活動計画の策定（例：地域戦略、地域連携活動計画）や、地域における活動拠点の整備（例：企業の環境情報館、地域連携活動支援センター、企業内緑地の活用）などを想定したもの。
- ・③は、業界団体における行動指針の策定や、セクター内における共同事業（例：図書館による推薦図書の見せ回り）などを想定したもの。

## 2. 今後のスケジュール

- ・本改正については、運営部会での審議結果を踏まえ、委員会・幹事会への確認（メールでの照会）により決定した。
- ・なお、次回の認定（第5弾）については、新基準等で行うこととし、以下のスケジュールに従って準備を進める。

7月上旬 UNDB-J 構成団体に推薦依頼（7月末まで）

8月下旬 運営部会において候補を決定

9月上旬 候補団体に確認・追加情報依頼

9月中旬 委員会・幹事会に確認（メールでの照会）

9月下旬 記者発表

## 国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) 連携事業の認定について

### 1. 概要

2010年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10で採択された「愛知目標」の達成に向け、各セクターの参加と連携を促進するため、「にじゅうまるプロジェクト」等の中から委員会が推奨する連携事業を認定し、積極的な広報活動を行う。

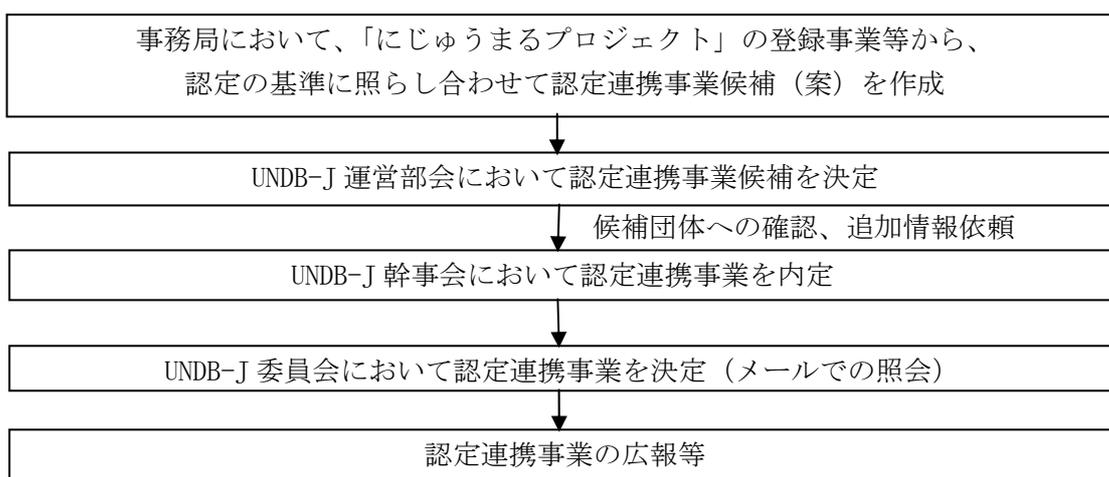
### 2. 認定の対象

- ・「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業のほか、UNDB-J構成団体や関係省庁の関連する事業からも認定する。

### 3. 認定の基準

- ・「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点から総合的に判断し、UNDB-Jが推奨する事業を認定する。(別表参照)

### 4. 認定のプロセス



### 5. 認定された連携事業の広報等

- ・認定された連携事業については、UNDB-Jのロゴマークの近くに補足表示を行うことによりロゴマークをご使用いただくことができる。



この事業は  
「国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J)」  
が推奨する事業として認定を受けています。

- ・UNDB-Jのウェブサイトや、UNDB-Jが実施する生物多様性全国ミーティング、生物多様性地域セミナー等において紹介するなど、積極的な広報を実施する。

## 認定の基準

多様な主体の連携	取組の重要性	取組の広報の効果
<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>①複数のセクター（国、地方自治体、事業者、民間団体、国民など）が連携・協働しているもの</p> <p>②地域における連携・協働を促進する効果が期待されるもの（地域における活動計画の策定、活動拠点の整備など）</p> <p>③セクターにおける連携・協働を促進する効果が期待されるもの（業界団体における行動指針の策定、セクターにおける共同事業など）</p> <p>④その他、多様な主体の連携・協働を促進する効果が期待されるもの</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>①生物多様性の保全及び持続可能な利用に対して具体的な効果が期待されるもの</p> <p>②関連する活動の推進を支援する効果が期待されるもの（他の活動への支援や表彰など）</p> <p>③事業を継続実施できる仕組みが整備されているもの（事業者の事業活動に組み込まれている、協議会を設置しているなど）</p> <p>④その他、取組の重要性が認められるもの</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>①参加者や支援者の増加により事業効果のさらなる向上が期待されるもの</p> <p>②他の地域や団体でも同様の活動が行われるようになることが期待されるもの</p> <p>③活動に先進性があり、新たな取組を誘発する波及効果が期待されるもの</p> <p>④その他、広報の効果が期待されるもの</p>